

議案第 5 号

守口市職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例案

守口市職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例を、次のように制定する。

令和 7 年 2 月 19 日提出

守口市長 瀬 野 憲 一

記

守口市職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例

守口市職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例（平成3年守口市条例第2号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 前	改 正 後
第1条から第8条まで 略 (介護休暇) 第9条 任命権者は、職員が要介護者（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。）、父母、子（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。）、配偶者の父母その他規則で定める者で、負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。）の介護をするため、規則の定めるところにより、要介護者の各々が当該介護を必要とする一	第1条から第8条まで 略 (介護休暇) 第9条 任命権者は、職員が要介護者（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。）、父母、子（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。）、配偶者の父母その他規則で定める者 <u>（第12条第1項において「配偶者等」という。）</u>で、負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。）の介護をするため、規則の定めるところに

の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して、180日を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において、勤務しないことが相当であると認めるときは、職員に対し介護休暇を与えることができる。

2 及び 3 略

第9条の2から第11条まで 略

より、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して、180日を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において、勤務しないことが相当であると認めるときは、職員に対し介護休暇を与えることができる。

2 及び 3 略

第9条の2から第11条まで 略

（配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等）

第12条 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告、請求又は申出（次条において「請求等」という。）に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員に対して、当該職員が40歳に達した日の属する年度（4月1日から翌年の3月31日までをいう。）において、前項に規定する事項を知らせなければならない。

<u>第 1 2 条</u> 略	<u>(勤務環境の整備に関する措置)</u> <u>第 1 3 条</u> 任命権者は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。 <u>(1)</u> <u>職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施</u> <u>(2)</u> <u>介護両立支援制度等に関する相談体制の整備</u> <u>(3)</u> <u>その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置</u> <u>第 1 4 条</u> 略
-------------------------	---

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。